

# スウェーデンの結婚・家族

：変わる夫婦の絆

善 積 京 子

Marriage and the Family in Sweden

： Changing Marital Bonds

Kyoko YOSHIZUMI

スウェーデン社会は社会福祉や性教育が進んだ国として日本でもよく紹介されているが、最近では女性の社会進出が最も進んだ国としても知られるようになってきている。<sup>(1)</sup>この国の結婚・家族の特徴は、第1に同棲カップルが多いこと、第2にその男女関係から子どもが多く生まれていること、つまり婚外子（法律用語では「非嫡出子」と呼ばれる）が多いことである。スウェーデンの男女の共同生活形態には、結婚式を挙げて婚姻登録をした法律婚と、法的手続きをしない同棲がある。そのうち長期化した同棲すなわち事実婚は、スウェーデンでは公式用語でサンボ（SAMBO）と呼ばれている。サン（SAM）は「一緒に」とか「共同で」、ボ（BO）は「住む」という意味である（竹崎 1987-a）。サンボの傾向は1960年代後半から始まる。1950年代には同棲割合は1%にすぎなかったが、1969年には7%、1974年12%、1980年には20%にもおよんでいる。同棲カップルの増加にともなって、婚外子出生率は上昇し続け、1987年には49%を示し、そのうち、ほとんどがサンボのカップルの子である（Trost 1979, 善積 1985）。本論文では、こうした特徴のあるスウェーデン社会の夫婦の絆および男性の役割の変化を分析することで、今後の男女関係や家族のあり方を考えてみる。

## 1 変わる夫婦の絆

スウェーデンの家族社会学者ヤン・トロスト（Jan Trost）は、夫婦の関係性を考える際に発想の転換が必要であると述べている。これまでのヨーロッパ社会では、結婚を永続的なものとみなし、離婚を悪としてきた。そこでは、離婚原因の解明が研究の焦点になっていた。ところが、離婚率が上昇し結婚の永続性が崩れるという状況になってくると、問題意識をくねらせ、人々は離婚するのかからくねらせ、人々は別れないのかに逆転させ、何が夫婦関係を継続

させているものか>を研究することの方が有効であると指摘している (Trost 1986 -a)。

結婚生活の維持には、情性によって維持される側面や生活を共に過ごした事からくる「歴史共有的絆」がある。しかしこの絆はどの時代にも見いだせる、数学の方程式の<定数>のようなものである。ここでは除外し、夫婦の絆を ① 法的絆 legal bond ② 経済的絆 economical bond ③ 規範的絆 normative bond ④ ソーシャル・ネットワークの絆 social network bond ⑤ 性的絆 sexual bond ⑥ 情緒的絆 emotional bond ⑦ 親子の絆 parent-child bond のレベルから考察し、スウェーデンではどの絆が弱まり或は強まっているかを分析する。

**法的絆** 夫婦関係の法的変化の第1は、婚姻登録により夫婦の関係性・永続性が保証されなくなった点である。1973年の婚姻法改正で破綻主義が導入され、離婚手続きが簡素化される。結婚を終結したい時には何らその理由をあげることなく、一方の意志のみで離婚が成立し、何れの配偶者に有責性があるかは問われない。ただし制約条件があり、離婚に両者が合意している場合は即刻離婚が成立するが、もし一方のみが離婚を希望し他方が反対する場合や16歳以下の扶養する子どもがいる場合には、6カ月間の再考慮 (reconsideration) 期間が義務として課せられている。6カ月経れば自動的に離婚が成立し、もうすでに2年以上別居していれば、再考慮期間も要らない (菱木 1974 -a, 坂本 1988)。

第2の変化は、婚姻関係にない男女の共同生活すなわち「同棲」(事実婚)と法律婚が限りなく近づき、法律婚の法的効果が薄れてきている点である。1950年代には共同生活を営む男女の中で同棲カップルは、多くても1%ほどであり、あとの99%は婚姻関係にあった。ところが1960年代に入ると同棲カップルは増加し、婚外子も増えてくる。1969年、時の法務大臣クリングは、新しい事態に法が対応できるように設置された家族法改正審議会に対し、家族法改正の指針を発表した。そこで彼は「新しい立法は可能な限り、それぞれの男女の結合形態と道徳に対して中立でなければならない。法律婚が家族法の中で中核的地位を占めるものであっても、未婚の母や事実婚の当事者に対して不当な苦痛や不便を与えるような規定があってはならない」と述べる (スンドベルイ 1978 p. 2676, 坂本 1983 p. 109)。

この中立性の指針が今日のスウェーデンでの家族法の原点となり、事実婚当事者は社会保障法・税法上、配偶者とはほぼ同等に取り扱われるようになる。1981年には家族法改正審議会は答申を提出し、「以前は処罰の対象となり、社会的偏見に晒されていた事実婚も、独自の任務を果たす尊敬すべき共同形態である。人々が人格的・経済的独立を勝ち得た現代社会において、敢えて婚姻を奨励するために事実婚保護の立法を控え、人々の共同生活形態を支配する意義はなくなった」と述べ、婚姻法中に「事実婚に関する特別規定」と題する第五編を置くことを提案し (坂本 1986 -b p. 408), ついに1987年同棲法が制定され、同棲解消時の共同家屋と家財

道具の分割方法や、同棲相手が死亡時に5万クローネ（100万円ほど）の遺産を得る権利を定めた（Bengtsson 1988, 坂本 1886-a, 菱木 1988-a）。現在でも法律婚と事実婚との間には、財産相続や扶養などに法的な違いはあるものの、その差は縮小してきている。そしてスウェーデンでは、同棲カップルに対する社会的差別はなく、結婚と同棲は情緒面でも日常生活場面でもほとんど差がない状態である。

第3の変化は、父母の婚姻関係の有無が、子どもの法的・社会的地位にもはや影響を与えなくなった点である。以前は婚外子は法的にも社会的にも差別されていたが、1969年相続法改正で非嫡出子にも父の相続権が承認され、さらに1971年の改正で嫡出子と同等の相続分が認められた。また同年の姓名法改正では、非嫡出子も父の姓を継ぐことが可能になる。1976年の親子法改正では、嫡出・非嫡出子の用語そのものが差別を生むとして法律上から排除されるに至る（Linner 1977, Agell 1979, スンドベルイ 1978, 坂本 1983, 1886-b, 菱木 1978, 1988-b）。

かくしてスウェーデンでは、法律で夫婦の絆を維持することができないばかりか、婚姻登録して法律上の夫婦になることの法的効果そのものが薄れ、夫婦の法的絆は極めて弱くなっている。

**経済的絆と男女平等政策** スウェーデンでの女性の職場進出はめざましく、1987年の統計では7歳未満の子どものある女性の85.0%、7歳から16歳の子どものある女性ではなんと92.3%が就労し、専業主婦は歴史的な存在になりつつある。しかし、職場での男女差が完全に消滅したわけではない。地方自治体などで公共部門に働く女性が多く、その分野も家事・育児の延長線上の仕事、つまり看護、秘書・事務、掃除、保育、食堂関係に集中し、しかもパート労働が半数である。同一労働での男女の賃金格差は男子100とすると、女子は82から95で他の国に比べ少ないものの、年間収入の男女の差は24歳までほとんどないのに、25歳ぐらいから徐々にはっきりと現われる。1984年の全就労女性の年間平均収入は5万6600クローネに対し、男性は8万7600クローネである。男性の3人に1人が年間10万クローネ以上の収入があるが、女性では10人に1人しかいない（Moen 1989, ヤンソン 1987）。

このように総体的にみると、女性の経済力はまだまだ男性と互角のレベルに達してはいないが、確実に夫婦の経済的絆は弱まり、「男は仕事、女は家庭」という性別役割分業にもとづく夫婦の相補性が揺らいできている。それを積極的に押し進めているのがフェミニズム運動であり、政府の推進する男女平等政策である。

1960年代は女性運動爆発の時代であった。その口火を切ったのはエヴァ・モベリィが仕掛けた「専業主婦論争」である。彼女は専業主婦こそが男性社会の論理を無批判的に受け入れ、女性解放を遅らせていると攻撃し、それをめぐって議論が戦わされ、「家事・育児に専念する

専業主婦は無能の代名詞」になるまでに至る（岡沢 1987, p. 52）。その頃の経済の好調による労働力不足も大きく影響し、多量の女性が社会に進出する。

1969年、社民党党首のオロフ・パルメが首相になって打ち立てたスローガンは「平等・参加・協調」であり、男女平等が大きな政治目標のひとつと位置付けられる。そのスウェーデンが目指す男女平等とは、「男は仕事、女は家庭」という性別役割分業を否定し、女も男も、仕事・家庭・社会の活動に対して平等の権利と義務と可能性を持つことである。すなわち、性別に関係なく、仕事を持ち経済的に自立し、家事と育児を分担し合い、地域や社会活動に参加する権利を保障することである。これまで女性は経済力がないために男性（父や夫）から離れられない弱者の立場に追い込まれることがしばしばであった。女性解放にとって、離婚や離別の際に女性が自分の生計を賄えるだけの経済力を持つことが不可欠であり、そのために1971年に税金制度が改革された（ヤンソン 1987）。

税制改革で、課税単位を全て家族単位でなく独立した個人に置かれ、所得税を夫婦所得合算方式から個人別納税方式に切り替えられた。日本と同様に累進課税システムがとられているため、これまで妻が少し稼いでも合算所得が大きくなり、税率も高く、かえって実質収入は減少するという事態も起こっていた。この改革の目的は夫婦を平等で独立した経済基盤に立たせることであり、個人別納税方式に切り替えることで、女性の就労意欲はますます促進された。その後、主婦が担っていた地域のボランティア活動に人が集まらなくなる。社民党の総合的福祉社会推進政策のもとで、それらの活動は自治体がするパブリック・セクターになり、そこに主婦たちが公務員として大量に雇われた。

政府は中年女性の就職に力を入れ、専門知識・技術をできるだけ身に付け雇用機会・条件を有利にするために、育児や老人介護に専念して労働キャリアのない人のために特別教育補助金制度を設ける。

**老人介護と出産・育児の社会保障** 日本では育児と老人介護がしばしば女性の就労を阻害する要因となっているが、老人問題はスウェーデンではこれまで国家の福祉業務の一環として考えられてきた。老人ホームやサービスハウスが建設され、最近では在宅ケアに重点が移行しているが、ホームヘルパー制度が整えられているため、老人問題は女性の就労の妨げとはならない。一方、育児はスウェーデンでも女性の役割に組み込まれ、女性が就労するにつれて保育の問題は切実な課題になる。

1970年代から保育所は増設され、1968年の保育所設置予算は600万クローネ（約1億3800万円）にすぎなかったが、1984年にはそれが17億クローネ（約391億円）にまで膨張する。1985年、政府は「全児童全保育制度方針」を発表し、公共保育が親の都合からでなく全ての子どもの成長のためにこそ必要であるという考え方を打ち出す。現在でも公共保育は完全とは

言えないが、他の国に比べ普及度は非常に高く、設備は充実し、料金も安く、「子どもを預けられないから働けない」という状況は解消される（ヤンソン 1987, 社会保障研究所 1987-a）。

さらに政府は、女性が妊娠・出産で退職を余儀なくされる事態をなくすために、妊娠・出産と仕事の両立を保障する制度を設けている。妊娠中、肉体的に負担の大きい危険な仕事に就いている女性は、出産 2 カ月前から同一企業内で負担の軽い部署に同一賃金で配転を要求でき、もしその企業がそうしたポストを提供できない時は、50 日間の妊娠手当制度があり、出産後には、両親保険制度が活用できる。1974 年の両親保険制度導入以前は母親のみに育児休業があるだけであったが、乳幼児期に特に親子の接触は子どもの精神発達上重要であり、それは女親ばかりか男親にとっても大切であると考えられ、両親双方に受給資格が与えられる。出生後 9 カ月間は所得の 90% が補償され、残り 3 カ月間は一日 60 クローネが支給される。少なくとも 3 カ月は双方が利用すべきであるとされ、もし一方の親たとえば父親がこの 3 カ月の親手当を受給する権利を母親に譲与する場合には、母親の同意のサインをつけ社会保険事務所に文書で申し立てなければならないとされる。1985 年の親手当制度の改正では、子の出生に伴い父親に別枠で 10 日間の手当が支給される。これは、子どもの養育に対して男女ともに責任を分かち合うことを基本に置いている行政の姿勢を示すものである（ヤンソン 1987, 社会保障研究所 1987-a）。

子どもが病気になった時には、看病のための一時的育児休業制度があり、子ども一人当たり年間 60 日まで欠勤しても所得補償され、キャリアに傷がつかず、安心して看護できる。また子どもが小さい時には育児に手間がかかり、在宅時間を長くしたいと考える親には、労働時間短縮制度がある。8 歳以下の子どもをもつ親は、労働条件はそのままにして、両親のどちらかが 8 時間労働を 6 時間労働に短縮できる。この場合、両親保険と異なり収入の減少に対する社会保険からの支払いはない（ヤンソン 1987, 社会保障研究所 1987-a）。

さらに政府は、児童を養育している家庭に対して種々の経済援助をしてきている。その中でも児童手当は各家庭の生計費の 4 分の 1 から 3 分の 1 を占め、大きな援助となっている。これは所得に関係なく、16 歳未満の児童を養育している全家庭に子ども人数に応じて支給される（手当額は 3 人目の子には 1.5 倍、4 人目以降の子には 2 倍に増額される）。16 歳以降の義務教育期間中は延長手当が、20 歳までの学生には奨学手当が支給される。また、教育費は無料であり、児童のいる低所得階層の家庭に対しては住宅手当がある。

以上のようにスウェーデンでは、女性は働くことは当然で自然な選択になり、妊娠・出産・育児によって女性が不本意ながら退職に追い込まれる事態は消滅した。依然として男女の間に、収入格差はあるものの、児童を養育している家庭への社会保障が充実し、子どもへの経済負担は軽減され、妻の夫への経済的依存度は小さくなり、夫婦の経済的絆は弱まってきている。

**規範的絆とソーシャル・ネットワークの絆** 規範的絆の強さは、間接的にはその社会の宗教や文化的伝統に左右されるが、直接的には自己の結婚・離婚観と結婚生活維持への社会的圧力に影響される。前者は「離婚すべきでない」という規範を自己がどれほど内面化しているかであり、後者は親族、友人、同僚、知人といった自己を取り巻く人々からの結婚生活維持への期待あるいは要請にもとづくものである。

スウェーデンでの離婚の歴史をみると、ローマ・カトリック教会の影響は薄く、有責離婚は認められてきたが、離婚には人々は否定的であった。しかし現在では、「不幸な結婚生活を送っているよりも離婚することの方が、ベターだ」と考えられるようになる。企業も従業員の家族状況には無関心であり、家庭生活への職場の干渉もない。企業側は、採用時にも家族状況を聞かないことも珍らしくなく、触れてもごく簡単に済ませてしまうだけである。これには社会保障の充実で、企業にとって賃金以外の家族手当や住宅手当などの負担がほとんどなくなり、家族状況を把握する必要のないことも関連しているが、もともと、従業員の同棲・結婚・離婚は私的なことと考えられているからである。日本と違って離婚が職業上の評価になんら影響を及ぼさない（竹崎 1981）。離婚が人生への前向きな姿勢とされ、離婚に対する世間の偏見も見られなくなったスウェーデン社会では、夫婦の規範的絆は、夫婦の関係性の継続に作用しなくなる。

個人主義の発達したスウェーデンでは、職場の仲間同志ですらお互いの家族状況をあまり知らないままで過ごすことがしばしばであり、離婚によるネットワークの喪失感は少ない。以前は結婚すると、妻の生活圏は夫の生活圏内に吸収され、夫婦は一体化した共同生活圏の範囲で日常生活をともにし、交際する人々は共通の友人とされていた。しかし今日では、結婚あるいは同棲しても、男女それぞれの生活圏は維持され、双方の生活圏が部分的に重なるに留まる。それぞれが独自の活動領域、ネットワークをもっているため、とりわけ女性は男性に比べて、近隣や親族との付き合いも密であり、離別に際してネットワークの喪失感は弱い。

**性的絆** 1960年代に世界的に起こった＜性革命＞以来、スウェーデンでも性についてオープンに語られ、性行動にも許容的になり、たとえ結婚関係になくとも愛し合っていれば性関係をもつことが自然なことと考えられるようになる。

学校でも十代の若者たちの性行動を全面的に禁止・抑圧するのではなく、性教育が人間解放、男女平等の根幹として取り上げられる。性教育導入の初期段階には、技術面や身体的側面が強調されたが、現在では社会的・情緒的側面に重点が移される。思いやりと尊敬のない性行為を相手に強要することは強姦に等しいこと、親になるには経済的社会的に自立が必要であり、性関係をもつこと＝親になることではないこと、望まない妊娠・出産を避けるためには避妊が不可決なことなどが教えられる。地域にはRFSU（全国性教育協会）などのクリニックがあり、

誰でもいつでも気軽に相談に行き、無料で避妊用具や避妊薬をもらい、万一の場合には親の合意がなくても中絶手術を受けることができる (RFSU 1981)。

スウェーデンでは16歳から18歳に初体験する子が多く、婚前の性関係を逸脱・乱交とみなして抑圧する社会風潮はなく、結婚する人同士の間では既に性関係があるばかりか同棲状態であるのが通常である。この国では気が合えば性関係をもち、一緒に住み出すのが、一般的な配偶者選択パターンになっている。結婚の成立基盤に性的絆がもちろん存在するが、「性関係をもちたいから」あるいは「公的に性関係を認められたいから」という理由から結婚する人は皆無である。性関係はあくまでもプライベートな事、当事者間の事とみなされている (Boethius 1985)。

婚前の性関係に許容的なスウェーデン社会でも、婚外の性関係については否定的である。結婚やサンボを維持しながら他の人と性関係をもつことは、＜市民社会＞や＜世間＞に対してでなく、そのパートナーに対して「良くないこと」「不誠実なこと」とされる (Trost 1979)。なぜならば、スウェーデン人にとって、愛は典型的に「性愛」の形をとり、愛と性が結び付き、性的絆は情緒的絆と連動し、しかも性関係において、独占的で排他性が強い。婚外の性関係をお互い認め合う＜オープン・マリッジ＞の考え方は現在でもスウェーデンでは支持されず、パートナー以外に性関係をもつことは、カップル解消の直接的原因になる場合が多い。つまり、新しいセックスパートナーの存在は夫婦関係の終結を意味し、早晚別れることになる。

以上のように、スウェーデンでは性のモラルは婚姻の有無とは切り離され、相手との精神的関わり方が大切にされる。性関係をもつために結婚する必要はないが、しかし結婚生活維持にとって性的絆は重要な要素となり、強くなっている。

**情緒的絆** 親が結婚相手を決定していた時代と違って、近代ヨーロッパ社会では恋愛結婚イデオロギーが普及し、恋愛関係が結婚成立の基礎に置かれるようになった。しかしながら、これまでは女性が結婚を決意する際に、相手のキャリア・経済力が相手への愛情とともに大きな決定要因になっていた。現在ではスウェーデンの女性は男性を選ぶのに、男性の社会的地位とか収入は二次的なものになり、人柄そのものに関心を向けるようになる。さらに、結婚生活の維持にとって、夫婦の経済的絆よりも精神的絆が重要になってきている。なぜならば、スウェーデン社会はヨーロッパの中でも個人主義がきわだって強く、相互依存よりも自立を好む傾向が強い。気軽に声をかけて人と親密な関係が得られにくい社会状況のもとで、人々は家族になによりも精神的オアシスを求めるようになる。これは反面、感情的な潤いのなくなった家庭には、もはや存在意義のないことを意味している。精神的な連帯が両者をつなぎとめる究極の絆となると、夫婦の感情的もつれはそのまま共同生活の破綻につながる。

今日のスウェーデンでは、相手との愛情関係、できるだけ一緒にいたいという欲求が、結

婚・同棲を成立させるだけでなく、それを維持させるために不可欠なものになり、夫婦の情緒的絆＝精神的連帯なくして結婚や同棲生活はありえず、情緒的絆がきわめて強いものになる。

**親子の絆** 結婚生活あるいは家族を維持させるものとして、これまで夫婦の絆を検討してきたが、親子の絆はどう作用しているのだろうか。日本では、親子の絆が大きな影響力をもっている。たとえ恋愛結婚で始まり夫婦の情緒的結合があったとしても、やがてその関係性は風化し、他の絆で結婚生活が維持されることが往々にしてある。「別れれば食っていけない」という経済的絆、「世間体」という規範的絆、「相手が合意せず離婚が成立しない」という法的絆のほかに、「子どものために我慢する」という親子の情緒的絆が強力に働いている。スウェーデンはその点どうだろうか。

個人主義が支配的な現代のスウェーデン社会では、社会保障の充実で各人の自由な自主的生活が可能になったものの、一方で人間関係の疎遠化、孤立化が進行し、対人関係もギクシャクしたものになりがちである。絶対的な信頼を親に置き、無邪気に無心に接してくれる幼児・児童は密度の高い人間関係を継続的に与えてくれる。老後の頼りとしての子どもの存在意義は今日では薄くなったが、情緒的潤いとしての子どもの存在意義は、かつてないほど大きくなっている。といっても、子どものためにと無理に離婚を思いとどまることは決してしない。感情的に対立した愛情の冷めた夫婦の元では、子どもにとっても精神上、心理上よくないと考えている。たとえ離婚という方法でも、精神的な安定が取り戻せた方が、子どもにも好ましいと信じ、また離婚後も、親子の関係は継続されるとみなしている。したがってスウェーデンでは、親子の絆が離婚の抑止力にはならない。

以上のようにスウェーデンでは、離婚が簡単になり、事実婚との差も縮まり、法律で男女を結び付けておくことはできなくなり、第1の法的絆は弱まり、また、大半の女性が就労し、社会保障の充実で子どもの生活、教育が保障され、妻の夫への経済力依存の程度が急速に低くなり、第2の経済的絆も弱まっている。さらに同棲・結婚・離婚といったことが、宗教や道徳さらには職業生活に縛られない当事者間の私的なことと見なされ、夫婦の生活圏は部分的に重なるだけであり、第3の規範的絆も第4のソーシャル・ネットワークの絆も弱くなる。こうした状況の中で情緒的絆と性的絆が、結婚生活維持にとって何よりも重要なものになり、それらの絆は強くなっている。

## 2 変化する男性役割

スウェーデンで女性解放政策が進められるにつれ、男性への役割期待の内容が近年劇的に変化し、これまでの理想の男性像は時代遅れになっている。男性に期待され必要とされる新しい

役割と、実際に男性が果たしている役割や男性の意識との間にギャップが出てきている。その様子を家庭生活での夫としての①妻への扶養役割 ②家事役割、父親としての①子への扶養役割 ②育児役割、さらに社会生活全般の領域から見てみよう。

**妻への扶養役割** これまで家庭における男性の夫としての役割は、家族のために働き、妻子を養うことであった。男は外で働き、女は家庭で家事・育児を引き受けることが、性のあり方の違いに基づいた自然な役割分業だと信じられてきた。スウェーデンの社会学者リタ・リジェストロームはこの性に基づく専門分化を鋭く批判する。家庭の内と外に分ける夫婦の役割分担では、女性のすべての役割が家庭内におさまるのにひきかえ、男性役割は異質な生活空間の集合体であり、必ずしも相関性を必要としない。つまり女性の妻として、母として、あるいは主婦としての養育、しつけ、家事、家庭管理の役割はすべて家庭の枠内という空間に完結され、私的で個人的な側面に限定されるのに対し、男性は夫として、父としての家計維持者の役割だけでなく市民、余暇人の顔もち、職場、社会、余暇、スポーツと多彩な分野に関わるものであった。活動分野を家庭の外に持つ男性たちは、夫としての妻との連帯、父としての子どもとの連帯を失いがちで、形式的に家長として、夫なり父として、存在していたにすぎない。それでも唯一家計維持者としての權威を保持し、妻を支配してきた（リジェストローム 1978）。

スウェーデンの男女平等政策はこうした性別役割分業を完全に否定する理念から出発している。おとなが経済的に自立することは、結婚している・していないにかかわらず必要であり、女も男も配偶者を扶養する義務はない。経済はそれぞれの責任である。妻も働くかわりに、夫も家事するのが当然、公平とされる。1974年の改正婚姻法で、個人の経済的自立と夫婦の共同の家事・育児の義務が唱われた。さらに1987年の新婚姻法でも「一家の主人の扶養の義務」という観念は取り除かれた。

一家にひとりの稼ぎ手から、一家にふたりの稼ぎ手にスウェーデン社会はシフトし、税制をはじめ国の行政も夫婦共働きを前提として行われるようになる。離婚に関しても、＜離婚配偶者の経済的独立性の原則＞（坂本 1988）がとられ、第6章第7条に「離婚後夫婦は、それぞれ自己の生計の責に任ずる」と規定された。従来の離婚扶養法は、長期間の扶養料支払い義務関係を残存させ、支払い義務者に重い負担を課せるだけでなく、要扶養者を依存的地位に留まらせると批判が出ていた。しかし以前一般的であった夫が外で働き、妻が家庭を守るという結婚生活を長年営んできた妻たちにとって、離婚後の自活の道は非常に困難なものである。その様な場合には、配偶者から扶養料を受け取る権利を認めている。ちなみに、スウェーデンの離婚法では破綻主義が取られているので、慰謝料は全くない。政府は一方で、良い収入の職業に就くための再教育を受けられる機会と経済援助を提供している。

法律上は「一家の主人の扶養の義務」の観念が廃止されたものの、男性たちにとって、「家

族を養うのは男の義務」「一家の主人である」という意識はいまだに強い。実際に自分の妻が働いていても、「自分が扶養者」と認識している男性が多い。それは第1に収入額が妻より夫の方が多く、第2には妻が外で働いても家族の中の役割分担がそれほど変わっていないことが関係している。男性の間でも特に労働者階級に強く「扶養の義務意識」が残っており、知識階級や若い男性の間ではそれほど強くない。若い世代は、働く母親を見て育ち、学校でも男女平等教育を受けていることが影響していると考えられる。

**家事役割** 男性5千人を対象にした『スウェーデンの男 (Den Svensk mannen)』(Jalmert 1984) の調査によると、一週間に家事にかかる時間は平均7時間から8時間であり、同じ質問に対する女性の答えは35時間となっており、男性は女性の約5分の1の時間を家事に使っているにすぎない。女性の主にする家事の筆頭順位を見ると、洗濯、週末の掃除、日常の買物・料理など日常的にしなければならないものであるのに対し、男性の主な家事の順位は、家や庭の管理、車の手入れ、支払い、高価な買物であり、非日常的な作業である。男性の年齢が若いほど、子どもの年齢が低いほど、夫の家事に費やす時間は長い。一方、男性の賃金労働時間が長いほど家事にかかる時間は短いが、週41時間以上働く男性でも5時から19時間の家事をしている人が45%いる。家事・育児にかかわる時間が長い夫ほど、役割を平等にしなければならないと考えている。若い人ほど仕事と家事の平等化に賛成しているが、家事時間がゼロの男性でも家事の平等化に半数以上が賛成している。

このようにスウェーデンでは、意識の上では男が平等に家事に参加することに賛成している男性は多いが、行動力となるとまだまだである。相変わらず、女性が家事責任を負っているのが現状である。

**子への扶養役割** 親としての子の扶養責任は、たとえ親たちが婚姻関係になくとも、また離婚や離別で親同士が別れても、子どもが成人に達するまで存在すると法律で定められている。両親が別れることになり、一方の親が子どもを引き取ると（これまで引き取るのはほとんど母であった）、他方の親は相手に養育費を仕送ることが義務づけられてる。この仕送りを不履行のまま放置すると、役所からの厳しい追求が待っている。あらかじめ定められた額の養育費の送金を怠ると、母親は役所に電話をかける。知らせを受けた役所側は、養育費立替制度から同額を母親にすぐに支払うと同時に、父親に借金の返済を請求する。それにも父親が応じないと、今度は裁判所から給料の差押えの通告書が出され、即刻支払わねば給料から引かれる。これまで、母親が直接子どもの親権者として養育し、父親が養育費を支払うことでサポートするという役割分担が期待されていた。しかし実際の調査によると、父親への経済的扶養役割の強い期待にもかかわらず、養育費の支払い義務を負う男性の社会的・経済的状況はかなり劣悪な場合

が多い。そこで1979年の親子法改正で、「父母は、子の必要及び父母の共同経済力に鑑みて相当な範囲で、子に対する扶養の責任を負うものとする」と規定され、親の扶養義務は「絶対性」から「条件性」(坂本 1988)に変えられた。それによって負担者の親がまともな暮らしができるぐらいの支払い額に養育費が減額され、養育費立替制度に基づき国が不足額を肩代りし、親の経済状態を向上させる方策がとられた(竹崎 1987-b, 社会保障研究所 1987-a)。

また、これまで育児は母親、仕送りは父親と両方に役割分担し、この逆はほとんどありえなかった。たとえ父親が子を引き取っても、無収入か低賃金で働く母親からの仕送りは到底期待できなかった。しかし女性が労働市場に進出し高所得の妻も現れるにつれ、父親ひとりに養育費用を負担させることも、母親にのみ養育の権利を認めることも不平等ではないかという意見が出てくる。離婚後、双方の親が共同親権を行使する場合は、養育費もそれぞれの所得に応じて分担することが可能になった。しかし共同親権が認められても、子どもと一緒に住んでいない場合には、住んでいない方が養育費を支払うことになっている。ちなみに住居については、子どもを手元に置かない方が引っ越さなければならないと法律で規定されている。できるだけ子どもを混乱にまきこむことを防ぎ、これまでと同じ生活の場を子に保障しようという社会的配慮からである(Trost 1986-b)。

**共同親権** 離婚後の共同親権は、1976年の親子法改正によってはじめて裁判所で手続きをすれば認められるようになった。離婚時に子どもの養育をめぐる争いを回避し、離婚後も親同士が子どものことで緊密に連絡がとりあえるようにとの配慮からされた(Wittorp 1977)。以前は母親が親権者になるのが伝統的、一般的傾向であったが、それは「母親が子どもの日常生活の世話をするのが最も適している」「母親の子育ては自然なこと」「母親の方が子どもをよく知っている」という<本質的母子一体論><母親役割期待論>(西村 1981)が支配的であったからである。

1980年トロストは、1978年に離婚した男女に郵送調査を実施し、親権者と実際の養育者を調べた。対象者のうち共同親権のケースは13%であり、そのうち44%は母親と一緒に住み、17%は父親と、そして33%が養育も母と父が分担しあっている。つまり子どもが両方の親の家を時計の振り子のように定期的に行ったり来たりする。それが一週間交代であったり、1ヶ月ごと、あるいは休暇ごとであったりする。単独親権の場合は、70%は母親に親権があり、父親に親権があるのは14%である。その内、父親が実際に手元に置き養育しているのは、3分の1ほどで、残りは他の人にみてもらうか無回答となっている(Trost 1984)。

トロストの1983年の同棲カップルの別居後の親権の調査によると、全体では19%が共同親権で、子どもの年齢が0-3歳では33%、4-6歳では27%、7-9歳では25%、10-12歳では19%、13-15歳では17%と、子どもの年齢が高くなるほど共同親権は減少し、それ

とは対照的に父親の単独親権は、0—6歳まではゼロであるが、7—9歳で2%、10—12歳で10%、13—15歳で15%、16—18歳で19%と増えている。離婚後の回答者に親権決定についての満足度を質問した項目では、共同親権の場合は「かなり満足」の割合が女性71%、男性76%であるが、単独親権では女性81%であるが、男性は53%と低くなっている。男性の不満は母親に単独親権をとられたことから出ていた (Trost 1984)。

スウェーデンでは男女平等論が普及し、大半の女性が社会で働くようになると、男女の性別役割分業観は弱まり、親権を要求する男性もめずらしくなくなり、男性に親権を与えないのは逆に不平等ではないかと考えられるようになる。ついに1983年の改正で離婚成立と同時に自動的に共同親権があたえられる。一方の親が単独親権を希望する場合にのみ、裁判所は子どもの親権者を誰にするかを決定しなければならないとされる。その際「子どもにとって最も利益のある人は誰か」という基準で親権者が決められることになる。共同親権は理念としてきわめて理想的であるが、平等な共同親権の行使となるとトラブルも生じ、双方にかなりの努力が必要である。とくに一方の親が遠隔地に移動した場合、子どもを往復させることも困難で、子どもの学校問題、交友問題、情緒問題でも不都合なことが起こり、様々な行き違いも生じやすい。スウェーデンでは子どもの拠点とする住居は、多くの場合は固定化され、両親の家を往復するケースはアメリカよりも少なく、現在でも圧倒的に母親が子どもを引き取っている。母子世帯の間は、子の父である前夫に精神的援助や保育的援助を期待することも多いが、母親が新しいパートナーと同棲し始めるとその相手と一緒に子育てする傾向にある (Trost 1987)。

**養育役割**    かつての父親は、何よりも子どもの扶養者としての役割が期待されていた。子どもの経済的・物質的環境を整え、子がある程度育ってからは精神的支えとなることが、父親の主な役目であった。ところが現在、その上に、子どもの日々の身の回りの世話をすることが期待されるようになる。親と子の愛の絆は、子どもの基本的欲求を充足させる日常的行為から生まれる。入浴・食事・着替え・遊び・睡眠を共にするうちに形成される。生物学的側面よりも親密な接触という社会的側面が重要であり、父親も母親と同様に子と深い絆を結ぶことが可能である。子どもと日々交わることで男性の人生を豊かにしうる。男性にとって子どもの出産は、これまでの生活を切り替える最高のチャンスである。こうして父親の育児参加は、親としての義務であるとともに権利であるという発想の転換が起こる。政府も男性が父親として子どもの養育に積極的に関わられるように、両親保険制度を設けるに至った (Working Party For the Role of the Male 1986)。

ところが、父親の両親保険の利用状況をみると、1985年に出産の育児休業を利用した父親は全有資格者のうち1割にも満たない。利用者14万8千人のうち母親が93.5%で父親はわずか6.5%にすぎず、男たちは平均365日中47日しかとっていない。病気の子どもの看病のた

めの育児休業でも男の利用は少なく、母親が73.4%、父親が26.6%の割合になっており、まだまだ男性の利用率は低い（社会保障研究所 1987-a）。

『スウェーデンの男』の中の意識調査では、95%の男性は子どもの看病のために育児休業をとることは正当であると回答しているにもかかわらず、実際に利用したことのある人は52%である。50歳以上の、あるいは子どもの年齢が15歳以上の父親では半数以上がこの権利に否定的であるが、若い父親や子どもの年齢の低い父親はこれを肯定している。なぜ、多くの男たちは育児休業の権利を肯定しつつ、子どもと一緒に過ごす権利を放棄するのだろうか。それには職場の環境と同僚の態度が大いに関係している。育児休業を取ろうとする男性はしばしば職場の同僚から嘲笑や冷やかに合っている。また、「子どもが小さいうちは母親が絶対子のそばにいたべきだ」と考える男性が39%いる。ちなみに女性ではその割合は25%である（Jalmert 1984, Working Party For the Role of the Male 1986）。

政府の推進する男女平等政策は女性の就労率を上げるのには成功したが、家庭での男女の役割を変えることに関しては、若者の間にはかなり効果をもたらしているが、中・高年男性においてはまだまだである。女性が相変わらず育児責任を負っている。それは女性の就労形態にも反映されている。つまり、子どもができて仕事続ける女性は多くなったが、その就労形態を見るとパート勤務が半数というのが実情である。家事・育児責任を一手に引き受けているために、パート勤務にならざるを得ない。出産育児休業が最高1年半認められている公務員さえ、女性の方が時間短縮労働に切り替え、育児にかかわり、子どもがやっと十才になってやっとフルタイムの正規勤務にもどるという人も少なくない。今も男性は賃金のもらえる職種に多く就き、特に高給がもらえる仕事の大半は男が占め、一方女性は主に賃金のもらえない仕事＝家事・育児や低賃金労働に就いている。

**社会生活での男の役割** 男性にはこれまで「強い男」「勝利者」であることが社会的に期待されてきた。競争に勝ち抜くこと、人の上に立ち支配すること、立派な仕事をする、そのための必要条件として、自己統制の訓練すなわち自分の感情・情緒・本能を抑制することが男性に求められた。だが、男性全員が社会で権力ある地位につける訳ではない。にもかかわらず、それほど優秀でない男性でも、権力と支配を正当化させている階級制度の中に組み込まれ、その中で我慢するように社会化されてきた。「男の子は泣いてはいけない」としつけられ、喜怒哀楽を抑え、自分の感情を露にしないことが「男らしい」とされてきた。男女平等が進展するにつれ、この「男らしさ」が問われ、「男らしさの神話」のベールが剥されてきている。

「男の役割を考える会」による『男性の変化する役割』の報告書で、いかに男性が育てられているかが分析されている（Working Party For the Role of the Male 1986）。スウェーデンのほとんどの親は「男女を区別して育てるべきでない」と考え、概してこうした区別をし

ていないと思っている。それにも関わらず、実際には少年あるいは少女であると気づいた時点から、男性あるいは女性になるように子どもを育てていく過程が始まっている。非常に初期から、男女は前もって決定された別々の目標に向かって促される。少女の場合は他の人により依存的になるように育てられるのに対し、少年はより独立的・外向的に導かれる。少女が「女性でなければならない」と感じるより以前の初期の段階で、少年は「少年であれ」という圧力を経験する。少年は幼稚園期の早い時期に自分に期待されているものが何かについて気づく。利口であること、油断せず用心深いことなどである。学校でも少年は少女よりも先生から注意が払われ、積極的であることが奨励される。少年たちは認められ、褒められるために、努力し自己の感情を抑えることを身につけていく。

こうした自己抑制力は偉大な業績の達成、家族扶養義務の遂行能力につながっていく。仕事に成功すること、金を稼ぐことが自己の存在の証となる。万一、仕事に失敗し職を失う事態になると、多くの男たちは自己のアイデンティティの危機に見舞われる。混乱、無気力、自信喪失、自己卑下、人間不信を経験する。仕事一途に生きてきた男性ほどその傾向は強い。職業人としての自己以外に恋人、夫、父としての自己を形成している人ほど、このような状況下でも自尊心を保ち続けられる。

<男性の役割>として自己の感情を抑えることが期待されてきた男性たちは、それ故に、人との情緒的に豊かな関係を、さらに妻や子どもとの親密な関係を築くことが概して下手である。感情を見せないことが「男らしい」とされてきたために、いつの間にか、他人の感情を感じることも苦手になっている。男性たちは怒りや攻撃性をうまく伝えることができない。人生の危機に遭遇した時でも、人に自分の感情を言葉で訴える事ができず、自己抑制のバランスを失い、暴力、酒乱、薬物、自立神経失調症などで行動化する。社会や職場での期待に沿うために、男たちは無理をし、健康を損ねたりもしている。50歳代で心臓病、血栓症で死ぬ男性は女性の四倍。心臓発作や血液循環器系の障害で死亡するのは、エリートだけでない。むしろ、単純作業やストレスのある作業、交代勤務についている労働者の方が死亡率が高くなっている。

男女平等が進行するスウェーデンでは、「支配的な男」「強い男」のモデルは時代に適合しなくなっている。権利に目覚めた女たちは、男だけが稼ぐことで社会や家庭が男によって支配されることを拒否し、「強い男性」よりも、「共に稼ぎ助け合える男性」を理想としてきている。

### 3 男性問題の課題

**女が男を捨てる** スウェーデン社会では結婚制度が男女平等なものに変わり、経済力と家事・育児能力が男女双方に問われるようになってきた。これら二つの能力を身につけるついで、

男性は女性に一步も二歩も遅れをとっている。前述したように、男性の家事・育児への関わり方は、20年前とそれほど変化せず、相変わらず女性の肩に多く背負わせられている。家事・育児をしない夫、自分の身の回りの事もしない夫と暮らす妻にとって、もうひとり世話にかかる子どもを抱えているのと同じこと。女たちはこうした家事・育児役割を果たさない男を捨て出す。増える離婚や別居でストックホルムでは、1番多いのが母子家庭、2番目が混合家族、3番目に昔ながらの核家族、4番目が父子家庭という順位になる(『Hertha』1984, No 6)。

スウェーデン社会は婚姻制度から様々な特典を取り除き、法律婚と同棲を限りなく近いものにし、婚外子の差別をなくし、一方の意志で離婚を成立させた。その結果、夫婦の法的絆は弱まった。さらに、女性の就労と子への社会的保障の充実が経済的絆を、性規範の緩和が性的絆を、結婚の私事化が社会的絆をそれぞれ弱めることになる。結婚・同棲の成立・維持にとって、夫婦の情緒的絆がもっとも大切なものになる。これまで夫への経済的依存の見返りとしてあった夫にたいする身辺の世話は、女にとっては煩わしいものでしかない。

家庭生活に余り熱心でなかった男性たちは、パートナーに離別され、養育権を失い、住む家も妻と子に譲って出ていかねばならない。妻や子と別れて暮らすことが辛い、自信がなくなり人生やっていけないと訴える男も少なくない。これまで仕事をこなし、環境にうまく適応していた男性の多くが離別でかなりの挫折を味わう。妻に友人付き合い、親戚付き合いをまかせていたので、妻がいなくなるとソーシャル・ネットワークも途切れ、ますます孤独に陥る。離別後、この危機をうまく乗り越えられずに、深い悲しみに打ちひしがれお酒に溺れる人、自殺を考える人もいる。男性の自殺率は女性の2倍から3倍高く、アルコール依存症、薬物常習者、犯罪者もほとんど男性で占められる。

男の変革なくして男女平等なし 「なぜ、男たちが捨てられるようになったのか」をまだ理解できない男性も多い。女性解放に敵意を抱く男性も出てくる。しかし一方で、これまでの男のあり方を変えれば事態は良くなるのではないかと考える男性も現れる。「男の役割を考える会」の委員長のスティング・オースは男の役割と社会の関連で、「われわれ男性は、男たち自身が作った社会のシステムの囚人になっている。そのシステムは、女性に対しひとつの役割を要求し、男女間の平等を不可能にするだけでなく、男性にとっても有害である」(Working Party For the Role of the Male 1986, p. 2)と述べている。

これまで、男女平等は女性の抱える独自の問題であり、女性が男性と同等の権利を法的に獲得し、労働市場に女性が進出すれば、女性差別は解消され则认为、男女平等は男性のあり方や男女の関係性とは無関係とされてきた。しかしこれまで男女平等政策を押し進めてきた政府も、「男性変革」なくしては女性解放が先に進めない段階にきていることを、男性問題の解決が重要課題であることを認識しだす。過去20年間、積極的な女性解放政策のもと、女性

は仕事に就いてきた。しかし家庭内の男女平等を築かないことには、これ以上の労働分野での女性の進出は望めない。まして「女が男を捨てること」「母子家庭になること」が、決して問題の根本的な解決にはならない。

政府はこれまで、離別による子どもへの悪い影響を最小限に食い止めるために、「養育費の立替制度」、親権をめぐる離別時の父と母との争いを回避するための「共同親権」の確立、子どものこれまでの生活環境を維持を目的として、子と一緒に住む親への「優先的居住権」の承認など、いろいろな政策努力をしてきた。スウェーデンでは社会保障が整っているの、母子家庭であっても、日本やアメリカのように、物質的な面で生活に困るということはない。しかし内面的な寂しさまで、社会福祉で補うことはできない。

子どもの5カ国比較調査<sup>(3)</sup>によると、スウェーデン以外の他のスペイン、アルジェリア、イスラエル、エチオピアの国の子どもは、「私を愛してくれる誰かがいると感じますか?」という質問に対し、「しばしば感じる」が65%から70%を占め、「全く感じたことがない」はほとんど0であるのに対し、スウェーデンでは「しばしば感じる」が22%にすぎず、「時々感じる」が67%と最も多く、「全く感じたことがない」が11%にもなっている。他の国の子どもと違って、大人との接触頻度が少なく、人よりも動物を好む傾向があり、人との心の交流は薄い(Grönvall 1984)。1970年代、若者たちの犯罪が増え少年非行が大きな社会問題になり、子どもにとっての家庭の重要性が社会的に再認識される(細井 1981)。

かくして政府も、男女平等の実現、家庭生活の安定のために男性問題に本腰を入れた。1980年に男女平等委員会は5000人の成人男性を対象に、労働生活と家族生活の意識と実態の調査に乗り出し、その結果をすでに紹介している『スウェーデンの男』という本にまとめる。男性は社会と家庭から異なる「男の役割」を要求され圧迫を感じていること、男女間の仕事と家事の責任を平等にするためには、男の抱えている生活条件や価値観をもっと分析する必要があるがわかってくる。その成果を踏まえ、同年に労働市場省内に「男の役割を考える会」を設ける。これは男女平等実現のために男の役割を考え、男性の家庭参加促進の提言をするための作業グループである。父親の役割、労働生活での男、男の攻撃性その他の感情などのテーマで数回セミナーを開き、参加者の議論をもとに1985年『変わる男の役割—男の役割を考える会報告書』を発表する。今までの男のあり方のどこをどう変えなければならないかを考察するための資料を提供している。この会は1987年に正式な政府委員会となり、活動を続けている。

現在、ヨーテボリをはじめ、男のための救援センターが各地に開設され、男性のための相談・援助を行っている。スウェーデンの労働組合は男のための援助活動計画を立て、女性と同じようなネットワークを作り、職場でも仲間の精神状態に気を付け、落ち込んでいる者がいれば積極的に働きかけ相談に乗ることを奨励し出す。

スウェーデンでは、男女平等政策のもとで夫婦の絆の内容は変化し、結婚の意味も経済的な

性別役割分業的なものから「情緒的なもの」に変わった。家族も、日本と違い、もはや社会保障や税制度の単位でなくなった。しかしながら、「情緒的安定の場」としての家族の重要性は増してきていると言える。現在、女性たちはじっくりと腰を据えて男性たちを変えようとし、男性たちも結婚や家庭生活を重視し出してきている。ここ2、3年の婚姻率は上昇し、離婚率は低下している。この現象はこうした事が関連しているのかもしれない。

#### 4 スウェーデン社会の歩みと今後の課題

スウェーデンのような結婚や家族の変化が、将来、日本の社会にも起きるのであろうか。また、これまで述べてきたような男女平等に基づく家族政策を日本で実現することが可能であらうか。こうした疑問に筆者は明確な解答を出すことはできないが、少なくとも、今後の日本の政治・経済状況と深く関連していると言える。そこで、スウェーデンの福祉国家の歩みを少しばかり紐解くことで、スウェーデンと日本と社会状況の違いを明らかにしておこう。

周知のようにスウェーデンは2百年間中立を守る高福祉社会の国であり、現在では高い技術力をもつ工業国であるが、かつては貧しい農業国で、生産性は低く、大量の移民を排出していた。貧富の差はあまりなく、もともと階級制度も他のヨーロッパ諸国と比較すると緩やかで、現在の王室もベルナドットの子孫である。彼はもと軍曹から身を起こしたフランスの將軍で、カール13世に子どもがなく、後継者として迎え入れられた。1818年カール13世の死去でカール14世ヨハンとして王位を継ぎ、以降、戦争を放棄し、平和主義に徹し、文化・教育の向上をはかった。かくして、科学、芸術、商業、工業が非常に進歩し、ようやく文明国家の仲間入りすることになる。

1850年頃からは農業革命が起こり、農地を失った農民達は都市に流入し、やがて工場労働者になる。労働条件の改善を求めて工場労働者の団結運動が起き、1889年には社会民主主義労働党（社民党）が結成される。スウェーデンでの議会制の歴史は古く、1909年にはついに平等な普通選挙法案が可決される。社民党は始めマルキシズムを綱領に掲げていたが、次第にイデオロギーよりも実質的な労働条件改善運動に力を入れて党勢力を伸ばし、ついに1932年に単独政権を獲得する。それ以来1976年から1982年に他党に政権を譲るが、ほぼ単独で内閣を維持する。第2次大戦中は、社会福祉政策を一時棚上げにして国防にあたり、中立を通して終戦を迎える。その時、国民から徴収した余分な税を国民に返してそれ以後は減税にするか、それとも税金を社会福祉に回すか、大論争となるが、結局、国民は社会福祉の道を選択する。戦後、国土が無傷なために早々と外国に資材を輸出して、経済的に豊かになり、この富をなるべく平等に分配して底辺階層の底上げをし、今日の高福祉社会を築き上げる。

スウェーデンと日本とでは様々な点で相違がみられるが、なによりも、国家あるいは政府と

市民との関係の違いに注目する必要がある。日本は中央集権国家で民主主義の歴史は浅く、現在でも国家による人権の無視が日常的に行われている。市民の政治意識は低く、また国家への信頼感も薄い。一方スウェーデンでは、開かれた政治が目指され、中央政府の縮小、地方分権化が積極的に促進され、地方自治体の業務が圧倒的に多く、市民の声が行政に反映されやすい仕組みが作られている。市民の政治意識は高く、国や政治に対する信頼感はある。選挙時には政党は具体的な政策で論争を展開し、投票率も 90% にも達する。「政府は市民の生活を保障するためにある」という意識が市民だけでなく行政担当者にもあり、家族や親族を単位とせず、個々人を社会保障の対象としている。

第 2 に、政府と企業の関係である。日本では市民生活よりも企業の利益が最優先され、企業の経済性の論理が政府の政策決定の際に重視されている。経済効率の面から出産や育児、老人・障害者の問題も後回しにされる。スウェーデンでは、資本主義経済は認めているが、企業主から法人税や労働者の社会保険料などを徴収し、企業の利益ができるだけ労働者や市民に還元されるようにしている。政府は経済効率の名のもとに、出産・育児の保障や弱者への救済がないがしろにされないように、企業活動をコントロールしている。

以上、スウェーデンと日本と違いについて述べてきたが、最後に、筆者の目からみて、スウェーデン社会が抱える解決課題を指摘しておきたい。第 1 点は、どこまで人々の意識を変え、男女間の役割分業をなくせるかである。ここ 20 年間にわたって男女平等を目標に次々と制度を変えてきたが、両親保険の父親の利用の少なさや職業での男女の分布の仕方のように、実態ないしは意識がそれについていけないのが現状である。果して時間をかければ、男女の意識の差は完全に解消されることなのか、産む性と産ませる性という男女の生物学的性差を乗り越え、男女の役割や意識をどこまで同じにすることが可能であるのか。

現在スウェーデン政府は、性別役割分業を解消して実質的な男女平等を実現するために、男女平等教育に力を入れている。教育省は教師や学校責任者に対して男女平等教育の講習会を開催するとともに、これから教員になる学生には教職課程履修の必修科目に「男女平等教育」をいれ、教師の意識変革を促している。現在でも高校の専攻分野をみると男子は技術工業および自然科学系が、女子では看護・社会福祉・消費など人文・社会科学系が多いが、中学 3 年の職業実習ではできるだけ男子には女性の多い職場で、女子には男性の多い職場で実習することが勧められている。これまで小学校で選択科目であった工作や家庭科は男女必修にし、また保育所・幼稚園には工作室を設け、女の子に小さい時から機械や技術道具に慣れさせるように配慮がなされている。子どもを産む役割以外の性差をなくしていく試みがどこまで可能なのか、それには無理はないのか。実験は始まったばかりである。この結論はずっと先でないと出てこないであろう。

第 2 は、結婚の意義と孤独の問題である。社会保障が整うことで、物質的には互いに助け合

う必要性が低下し、人々の連帯感は弱まり、人は孤立するようになった。そこで結婚の意義は純化され、情緒的結びつきが最も重要になった。ここでパラドックスが生じている。夫婦の情緒的絆を重要なものとしたその状況そのものが、実は夫婦の情緒的絆の基盤を弱いものにさせている。つまり、日本のように社会保障が不十分な社会では、人々は血縁や夫婦の絆に依存しながら共同生活を営んでいくことが強いられている。親密な情緒的関係を創る努力をことさらしなくても、なれ合いの関係で夫婦関係は維持される。しかしながら、スウェーデンでは社会保障が整うことで、夫婦は嫌になればいつでも別れ、依存し合わないで生活できる。そこで、夫婦の情緒的絆をいかに維持していくかが、大きな課題となる。いつ何時、相手から離別の宣言をうけるかもしれない。夫婦の間の甘えは許されず、離別の寂しさ、孤独に絶える力が必要とされる。社会保障の発達が個人の自立性を高めた結果、人と人との交流の希薄化・連帯感の喪失・孤独の問題が発生する可能性が高まっている。それをどう解決するのが、大きな課題であろう。

#### 註

- 1 1988年に発表されたワシントンの民間人口研究機関による女性の地位ランキング調査によると、調査対象99カ国のうちスウェーデンが第1位を占め、日本は34位であった。このランキングの指標には、健康・結婚と子供・教育・雇用・社会的平等といった多面的な内容から構成されている。
- 2 スウェーデンでのパート労働者は労災・失業保険の対象にもなり、1週16時間以上のパート労働ならば社会保障の対象にもなる。
- 3 両親一緒に住んでいる子どもを含めたデータである。

#### 参 考 文 献

- Agell, Anders (1979) "Cohabitation Without Marriage in Swedish Law" John M. Eekelaar & Sanford N. Katz (eds.), *Marriage and Cohabitation In Contemporary Societies*, Butterworths & Co.
- Bengtsson, Bo (1988) "New Legislation in Swedish Family Law: Modern Legislation for Modern People" *Current Sweden*, No. 366 (October), The Swedish Institute
- Blanc, Ann Klimas (1987) "The Formation and Dissolution of Second Unions: Marriage and Cohabitation in Sweden and Norway" *Journal of Marriage and the Family*, Vol. 49, (May) pp. 391-400
- Grönvall, Karin (1984) "The Physical And Psychological Environment Of Children in Sweden" *Current Sweden*, No. 323 (August), The Swedish Institute
- Herrstrom, Staffan (1986) "Swedish Family Policy" *Current Sweden* No. 348 (September), The Swedish Institute
- Jacobson, Ulla (1979) "The Child-Parent Relationship" *Current Sweden* No. 224 (June), The Swedish Institute
- Jalmert, Lars (1984) *Den Svenske Mannen* Tidens Förlag

- Lewin, Bo (1982) "Unmarried Cohabitation: A Marriage Form in a Changing Society" *Journal of Marriage and the Family*, Vol. 44, (August), pp. 763-773
- Linner, Birgitta (1977) "No Illegitimate Children in Sweden" *Current Sweden*, No. 157 (April), The Swedish Institute
- Melsted, Lillemor (1988) "Swedish Family Policy and the Election this Autumn" *Current Sweden* No. 361 (May), The Swedish Institute
- Ministry of Justice (1988) *New Swedish Family Legislation*, Stockholm, Sweden
- Moen, Phyllis (1989) *Working Parents: Transformations in gender Roles and Public policies in Sweden*, The University of Wisconsin Press
- Popenoe, David (1987) "Beyond the Nuclear Family: A Statistical Portrait of the Changing Family in Sweden", *Journal of Marriage and the Family*, Vol. 49, (February) pp. 173-183
- RFSU [The Swedish Association for Sex Education] (1981) *Vision Reality Activities; RFSU's Ideas and Position on Issues of Sexuality, Living Together and Society*
- Tietjen, Anne Marie (1985) "The Social Networks and Social Support of Married and Single Mothers in Sweden", *Journal of Marriage and the Family*, Vol. 47, (May), pp. 489-496
- Trost, Jan (1975) "Married and Unmarried Cohabitation: The Case of Sweden with Some Comparisons" *Journal of Marriage and the Family*, Vol. 37, (August), pp. 677-683
- \_\_\_\_\_ (1979) "Cohabitation Without Marriage in Sweden", John M. Eekelaar & Sanford N. Katz (eds.), *Marriage and Cohabitation In Contemporary Societies*, Butterworths & Co.
- \_\_\_\_\_ (1984) "Divorcees, Children and the Public", Edgar, D (ed.), *Social Change and Family Policies*, pp. 231-245
- \_\_\_\_\_ (1985) "New Family Models In Europe" *Sociological Microjournal*, Vol. 19, pp. 1-13
- \_\_\_\_\_ (1986-a) "What Holds Marriages Together?" *Acta Sociologica* Vol. 29, NO. 4, pp. 303-310
- \_\_\_\_\_ & Orjan Hultaker (1986-b) "Legal Changes and the Role of Fathers: Swedish Experiences" PP. 85-100, *Men's Changing Roles in the Family*, Haworth Press. Inc.
- \_\_\_\_\_ (1987) "Custody An Attempt Toward A Conceptual Clarification", *Journal of Comparative Family Studies*, Vol. 18 No. 3, pp. 417-426
- Wittorp, Birgitta (1977) "Joint Custody of The Children of Divorced and Unmarried Parents", *Current Sweden* No. 149 (February), The Swedish Institute
- Working Party For the Role of the Male (1986) *The Changing Role Of the Male* Ministry of Labour, Sweden (この抄訳を筆者が日本女性学研究会『女性学年報』1989年第10号「スウェーデンの男たち—変わる男の役割」でしている。)
- エリクソン・ロバート, 宮原かおる訳 (1987) 「スウェーデンの福祉政策」『社会保障研究』22巻4号 354-362頁
- 岡沢憲英 (1987) 『スウェーデンは、いま』早稲田大学出版部
- 坂本優子 (1983) 「スウェーデンの事実婚」『ジュリスト』798号, 108-113頁
- \_\_\_\_\_ (1986-a) 「スウェーデン婚姻法改正法案仮訳」『六甲台論集』第33巻第1号, 199-220頁

- (1986-b) 「スウェーデンの事実婚」 太田武男他編『事実婚の比較法的研究』有斐閣 371-438 頁
- 坂本オロフソン優子 (1988) 「スウェーデンの離婚」 利谷・江守・稲本編『離婚の法社会』東大出版会, 303-328 頁
- (1989) 「スウェーデン」 日本家族<社会と法>学会『家族<社会と法>』5号, 146-154 頁
- 社会保障研究所編 (1987-a) 『スウェーデンの社会保障』東京大学出版会
- 社会保障研究所編 (1987-b) 『スウェーデンハンドブック』早稲田大学出版部
- スンドベルイ・ヤコブ, 菱木昭八朗他訳 (1978) 「スウェーデンの婚姻法」 宮崎孝治郎編, 『新比較婚姻 IX』勁草書房 2673-2719 頁
- 竹崎 孜 (1981) 『スウェーデンの実験』講談社
- (1987-a) 「スウェーデンの結婚・家族」 山根常男監修『家族と福祉の未来』全社協
- (1987-b) 「片親児童の生活保護について」『社会福祉研究』41号 86-90 頁
- 武田龍夫 (1977) 『誰も書かなかったスウェーデン』サンケイ出版
- 塚口レグランド淑子 (1988) 『女たちのスウェーデン』勁草書房
- 西村洋子 (1981) 「スウェーデンの家族と家族政策」『ソシオロジカ』創価大学社会学部, 5巻 20号, 69-107 頁
- 菱木昭八朗 (1974-a) 「1973年スウェーデン婚姻法改正の問題点 (一)」『家庭裁判月報』第26巻 3号, 1-29 頁
- (1974-b) 「1973年スウェーデン婚姻法改正の問題点 (二)」『家庭裁判月報』第26巻 4号, 1-53 頁
- (1977) 「スウェーデンの家族」『ジュリスト総合特集; 現代の家族』, 373-378 頁
- (1978) 「スウェーデン親子法改正の問題点」『専修法学論集』第28号, 25-68 頁
- (1988-a) 「スウェーデンにおける内縁夫婦の財産関係に関する法律について」『家庭裁判月報』第40巻 6号, 1-36 頁
- (1988-b) 「スウェーデン新氏名法における氏の得喪について」『家庭裁判月報』第40巻 5号, 41-110 頁。
- (1988-c) 「スウェーデン改正相続法における生存配偶者の相続権」『専修法学論集』第48号 1-35 頁
- 布施晶子 (1988) 「家族の変貌と社会福祉——日本・イギリス・スウェーデン」『賃金と社会保障』労働旬報社, 988号, 9-26 頁
- ヘッグ・モード他, 柳沢由美子訳 (1979) 『スウェーデン女性解放の手引』家政教育社
- 細井洋子 (1981) 「スウェーデンの青少年問題Ⅲ—少年非行の特徴とその社会的背景—」『犯罪と非行』第50号 179-193 頁
- ヤンソン由美子 (1987) 『男が変わる』有斐閣
- 善積京子他 (1985) 『脱・結婚』世界思想社
- リジェストローム他, 楨村久子訳 (1987) 『スウェーデン/女性解放の光と影』勁草書房

スウェーデンの年表

結婚・家族に関する法律

|       |                                                                         |
|-------|-------------------------------------------------------------------------|
| 1920年 | 旧婚姻法                                                                    |
| 1949年 | 親子法 (独立の一編となる)                                                          |
| 1969年 | 「家族法改正審議会」設置<br>法務大臣クリングの「婚姻法の中立性の原則」<br>相続法改正 (姪外子にも父の相続権が認められる)       |
| 1971年 | 相続法改正 (親の婚姻の有無に関わらずに子に同等の相続権)                                           |
| 1973年 | 姓名法改正 (婚外子も父の姓を継げる)<br>婚姻法改正 (離婚手続きの簡素化、破綻主義へ)<br>「事実婚当事者の共同住居に関する法律」制定 |
| 1976年 | 親子法改正 (非嫡出子・嫡出子の用語の廃止、事実婚・離婚後の共同監護権が可能)                                 |
| 1978年 | 婚姻法改正 (離婚配偶者の扶養)                                                        |
| 1981年 | 「家族法改正審議会」の答申 (婚姻法の中に事実婚に関する章を作ること提案)                                   |
| 1983年 | 親子法改正 (離婚・事実婚で共同親権が原則に)<br>姓名法改正                                        |
| 1987年 | 新婚姻法 (死亡時の生存配偶者の相続権)<br>同棲法 (共同家屋・家族の分割について)<br>ホモセクシュアル法 (事実婚カップルに準ずる) |

社会保障

|                                  |                                                                                      |
|----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 社会保障                             | 公的年金保険法 (全ての国民が公的年金の対象に)                                                             |
| 1913年                            |                                                                                      |
| 1937年                            | 養育費立替法 (単親の子どもの生活保障)                                                                 |
| 1944年                            | 公的保育施設の制度化 (保育所と幼稚園に補助金)                                                             |
| 1946年                            | 国民年金法 (積み立て方式から賦課方式へ、給付水準の改善)                                                        |
| 1947年                            | 児童手当法制定 (全ての児童に児童手当を支給)                                                              |
| 1959年                            | 国民付加年金法 (従前の所得と保険料納付期間に比例して支給)                                                       |
| 1960年                            | 児童福祉法 (養育への社会的負担を明確に)                                                                |
| 1969年                            | 6ヵ月育児休業保障 (母親のみ)                                                                     |
| 1971年                            | 税制度改革 (夫婦所得合算方式から個別課税方式)                                                             |
| 1973年                            | 就学前学校法 (全6才児を対象に、就学前教育導入)                                                            |
| 1974年                            | 両親保険制度導入 (父親も育児休業が可能、出生9ヵ月以内6ヵ月支給)                                                   |
| 1976年                            | 児童手当法改正 (申請主義を廃止、自動的給付へ)<br>児童保育法 (就学前1年間の就学前学校への在籍保障の義務づけ)                          |
| 年金制度改正 (受給開始を67才から65才へ、部分年金制度導入) |                                                                                      |
| 養育費立替法改正                         |                                                                                      |
| 1978年                            | 両親保険制度改正 (両親が最低3ヵ月を原則、特別親手当を導入し、8才までに6ヵ月支給)                                          |
| 1979年                            | 親子法改正 (扶養義務を絶対的なものから条件的なものへ)<br>パートタイム就労制                                            |
| 1980年                            | 社会サービス法 (社会福祉サービスを統合一元化)<br>妊娠手当制度導入                                                 |
| 1983年                            | 社会保険制度<br>女性の職業軍人への門戸開放                                                              |
| 1985年                            | 全児童全保育制度方針発表 (1.5才から就学年齢までの全ての子に公立保育所に)<br>時間短縮研究委員会発足<br>両親保険制度の改正 (一般親手当と特別親手当の統合) |

男女平等政策

|       |                                                                |
|-------|----------------------------------------------------------------|
| 1919年 | 女性参政権・被選挙権を同時に獲得                                               |
| 1923年 | 女性公務員認められる                                                     |
| 1947年 | 同一労働同一賃金制度の導入                                                  |
| 1961年 | エグファ・モベリイの〈専業主婦論争〉の開始                                          |
| 1968年 | 労働市場男女平等問題担当委員会が「スウェーデン女性の社会的地位」という報告書提出                       |
| 1969年 | 社民党首のバルム首相が「平等・参加・協調」のスローガン発表<br>カリキュラム改正 (男女平等が公立学校の教育の目標に設定) |
| 1972年 | 男女平等に関する首相の諮問委員会発足                                             |
| 1973年 | 男女平等問題担当大臣のポストを設置                                              |
| 1975年 | 「国連婦人の10年」                                                     |
| 1976年 | 新中絶法制定 (女性の意志表明で第18週まで認める)<br>労働市場省に「男女平等委員会」を設立               |
| 1980年 | 男女雇用平等法 (昇進・教育の機会均等を雇用者に義務づける)                                 |
| 1983年 | 「男女平等委員会」が「スウェーデンの男」を発表<br>労働市場省に「男の役割を考える会」を設置                |
| 1985年 | 「男の役割を考える会」が報告書「変わる男の役割」を発行                                    |
| 1987年 | 「男の役割を考える会」は政府の正式な委員会になる                                       |